

くらしの危険 // 投資用マンションの悪質な勧誘にご注意!

事例

職場や自宅に投資用マンションの勧誘電話がしつこくかかってくる。断っても断っても続いているので仕事にも支障が出てきており、家族も怖がっている。どのように対処したらいいのだろうか。(50代 男性)

投資用マンションの悪質な勧誘がますますエスカレートしています。「断っても職場に長時間電話勧誘を続けられて困っている」、「脅迫めいた勧誘を受け恐怖を感じている」などの相談が増加しています。

宅地建物取引業法では、宅地建物取引業の免許のない者の宅地・建物の取引(売買・交換・仲介)を原則禁止しています。宅地建物取引業の免許を有する者でも、契約書、重要事項説明書などの書面の交付義務や禁止事項が法律で定められています。

また、宅地建物取引業者等が行う契約締結の勧誘行為については、宅地建物取引業法施行規則において相手方を困惑させることが禁止されていますが、宅地建物取引での悪質な勧誘行為が横行していることから、同規則の一部改正により、以下の事項を禁止することが明文化され、昨年の10月1日から施行されました。

- (1) 勧誘に先立って、名称、目的を告げることなく勧誘を行うこと
- (2) 契約締結しない意思を表示した者に対する勧誘
- (3) 迷惑を覚えさせるような時間(午後9時から午前8時まで)の電話・訪問勧誘

消費者へのアドバイス

- ① 買う気がなければ、毅然とした言葉、態度で断り、電話を切ってください。相手の話に応じる必要はありません。職場への電話勧誘の場合、断っているのに電話を継続する行為は、業務の妨害であることを強く伝えましょう。再度職場に電話があった場合は、取り次がないよう周りに協力をお願いして対処しましょう。
- ② 業者に会うとなかなか断れなくなり契約させられてしまいますので、業者とは絶対に会わないようにしましょう。
- ③ 自宅に業者が来て、暴力を振るわれそうになったり脅迫されるなどして身の危険を感じた場合は、直ちに警察に通報してください。
- ④ 悪質で迷惑な勧誘を受けた場合は、相手方の会社名、担当者名、電話番号等を確認し、その上で具体的な勧誘内容(日時、やり取り等)を記録するようにしましょう。会社名が特定されれば、宅地建物取引業の免許行政庁へご相談ください。免許行政庁については、国土交通省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/about/oshirase_index.html)を参考にしてください。
- ⑤ 投資用マンション等の悪質な勧誘で契約してしまった場合は、最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

企画財政課のお知らせ



問合せ/人権推進担当 ☎ 991-1815

知っておきたい「ドメスティック・バイオレンス」

DVとは? 夫や親密な関係にある、あるいは過去に夫であったり親密な関係にあった男性から女性に対して向けられる暴力(内縁、事実上の夫婦関係を含む。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力を含む。)

※デートDV・・・DVのうち、未婚の若い男女の間に起こるDV

DVを考える視点 ①女性に対する性差別②単に個人の問題ではなく、社会的、構造的③暴力の背景にあるもの(女性蔑視、所有意識、固定的な性別役割分担意識)

DVの実態 DVは、家庭の中で行われることもあり、家庭内の問題として潜在的傾向があり、実態が十分に把握されていなかった。(「内閣府の男女間における暴力に関する調査」より) ▶暴力を振るう夫は対外的には人当たりがよく、他人からは「いい夫」と思われていて、社会的地位も高い人が多い。外観からはまさか暴力を振るうなどとは信じられない人が多い。

なぜ逃げないのか? 暴力による疲労・経済的な理由・DVサイクル(緊張期→急性暴力期→ハネムーン期→緊張期)・情報からの孤立・自己評価の低さ・恐怖心・共依存

どこに相談を? 町役場内女性相談・育児相談(最終ページの「お知らせコーナー」をご覧ください。)警察署・配偶者暴力相談支援センター・福祉事務所・弁護士

わが家のエンジェル

My Sweet Faces!

このコーナーではお子さんの写真を紹介しています。

- ◆写真・住所・ご両親の氏名とお子さんの氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号・簡単なコメントを添えて、総務課 秘書広報担当までお申込みください。
- ◆応募多数の場合は、先着順に掲載します。



ちかま まとい
近馬 纏くん
[H23.2.7]

(コメント)

元気で強い子になってね☆
[正和・千依]
(大字松伏)